

令和元年度～令和5年度資金計画(総計)

別表-13

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,334	7,495	37,829
業務活動による支出	△ 307,895	△ 274,772	33,123
業務活動による収入	277,560	282,267	4,706
運営費交付金収入	35,397	35,802	406
国庫補助金収入	1,323	1,230	△ 93
その他の政府交付金収入	56,105	56,677	572
都道府県補助金収入	232	695	463
業務収入	146,040	149,544	3,504
受託収入	66	139	73
運用収入	4,395	4,411	16
その他の収入	34,004	33,770	△ 234
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,381	△ 22,061	△ 62,443
投資活動による支出	△ 799,396	△ 965,939	△ 166,543
投資活動による収入	839,777	943,877	104,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 284	△ 338	△ 53
財務活動による支出	△ 368	△ 392	△ 24
財務活動による収入	84	55	△ 29
資金増加額(△資金減少額)	9,763	△ 14,904	△ 24,666
資金期首残高	136,098	98,206	△ 37,892
資金期末残高	145,861	83,303	△ 62,558

別表-14

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,688	3,723	22,411	△ 502	224	727	△ 19,191	3,947	23,138
業務活動による支出	△ 192,009	△ 169,530	22,479	△ 4,139	△ 3,326	814	△ 196,148	△ 172,856	23,292
業務活動による収入	173,320	173,253	△ 68	3,637	3,550	△ 87	176,957	176,803	△ 155
運営費交付金収入	1,776	1,776	-	-	-	-	1,776	1,776	-
国庫補助金収入	204	144	△ 60	1,019	986	△ 33	1,223	1,130	△ 93
その他の政府交付金収入	34,782	34,772	△ 11	-	-	-	34,782	34,772	△ 11
業務収入	136,554	136,540	△ 14	-	-	-	136,554	136,540	△ 14
受託収入	-	-	-	60	58	△ 3	60	58	△ 3
運用収入	4	4	0	2,558	2,506	△ 52	2,562	2,510	△ 52
その他の収入	-	17	17	-	0	0	-	17	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,700	△ 5,634	△ 22,334	-	366	366	16,700	△ 5,268	△ 21,968
投資活動による支出	△ 96,500	△ 119,634	△ 23,134	△ 15,400	△ 15,034	366	△ 111,900	△ 134,668	△ 22,768
投資活動による収入	113,200	114,000	800	15,400	15,400	-	128,600	129,400	800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 65	△ 68	△ 3	△ 38	△ 41	△ 3	△ 103	△ 109	△ 6
財務活動による支出	△ 65	△ 68	△ 3	△ 38	△ 41	△ 3	△ 103	△ 109	△ 6
資金増加額(△資金減少額)	△ 2,053	△ 1,980	74	△ 540	550	1,090	△ 2,593	△ 1,429	1,164
資金期首残高	10,807	9,470	△ 1,337	6,179	6,706	527	16,986	16,176	△ 810
資金期末残高	8,754	7,491	△ 1,263	5,639	7,256	1,617	14,393	14,746	354

別表-15

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,412	△ 3,386	4,026
実務活動による支出	△ 29,499	△ 26,025	3,474
業務活動による収入	22,086	22,638	552
その他の政府交付金収入	21,323	21,905	582
業務収入	639	579	△ 59
受託収入	5	24	19
運用収入	120	130	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,900	2,256	356
投資活動による支出	△ 272,200	△ 285,844	△ 13,644
投資活動による収入	274,100	288,100	14,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 121	△ 129	△ 8
財務活動による支出	△ 121	△ 129	△ 8
資金増加額(△資金減少額)	△ 5,634	△ 1,259	4,375
資金期首残高	21,468	21,284	△ 184
資金期末残高	15,835	20,025	4,191

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 95	1,185	1,280
業務活動による支出	△ 28,604	△ 28,047	556
業務活動による収入	28,509	29,232	724
運営費交付金収入	28,508	28,949	441
受託収入	0	0	△ 0
その他の収入	-	283	283
投資活動によるキャッシュ・フロー	27	△ 422	△ 449
投資活動による支出	-	△ 449	△ 449
投資活動による収入	27	27	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 47	△ 50	△ 3
財務活動による支出	△ 47	△ 50	△ 3
資金増加額(△資金減少額)	△ 114	713	828
資金期首残高	985	2,041	1,056
資金期末残高	870	2,754	1,884

別表-18

(承継勘定)			
(単位:百万円)			
区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,151	△ 6,495	4,657
業務活動による支出	△ 20,383	△ 19,632	751
業務活動による収入	9,231	13,137	3,906
業務収入	8,647	12,216	3,569
その他の収入	584	921	337
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,760	△ 7	△ 6,767
投資活動による支出	△ 27,240	△ 36,007	△ 8,767
投資活動による収入	34,000	36,000	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 36	△ 38	△ 2
財務活動による支出	△ 36	△ 38	△ 2
資金増加額(△資金減少額)	△ 4,427	△ 6,540	△ 2,113
資金期首残高	26,089	25,866	△ 223
資金期末残高	21,661	19,326	△ 2,336

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-17

(基金勘定)														(単位: 百万円)		
区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			環境保全調査研究等事業			合計金額			
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 193	587	779	△ 17,873	△ 15,021	2,852	25,581	26,669	1,088	-	9	9	7,515	12,244	4,729	
業務活動による支出	△ 5,360	△ 4,655	705	△ 18,637	△ 16,260	2,376	△ 9,265	△ 7,249	2,016	-	△ 47	△ 47	△ 33,261	△ 28,212	5,049	
業務活動による収入	5,167	5,242	75	764	1,239	476	34,846	33,918	△ 927	-	57	57	40,777	40,456	△ 320	
運営費交付金収入	4,761	4,723	△ 38	161	161	-	190	193	3	-	-	-	5,113	5,077	△ 35	
国庫補助金収入	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	
都道府県補助金収入	-	-	-	232	695	463	-	-	-	-	-	-	232	695	463	
業務収入	-	-	-	200	208	8	-	-	-	-	-	-	200	208	8	
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	57	-	57	57	
運用収入	369	449	80	71	72	1	1,273	1,249	△ 24	-	-	-	1,713	1,770	57	
その他の収入	37	70	33	-	3	3	33,382	32,476	△ 907	-	-	-	33,419	32,550	△ 870	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 900	△ 164	736	24,294	12,299	△ 11,995	△ 8,400	△ 30,756	△ 22,356	-	-	-	14,994	△ 18,621	△ 33,615	
投資活動による支出	△ 17,400	△ 15,464	1,936	△ 96,506	△ 138,001	△ 41,495	△ 274,150	△ 355,506	△ 81,356	-	-	-	△ 388,056	△ 508,971	△ 120,915	
投資活動による収入	16,500	15,300	△ 1,200	120,800	150,300	29,500	265,750	324,750	59,000	-	-	-	403,050	490,350	87,300	
財務活動によるキャッシュ・フロー	34	1	△ 33	△ 6	△ 6	△ 0	△ 6	△ 6	△ 0	-	-	-	22	△ 11	△ 34	
財務活動による支出	△ 50	△ 53	△ 3	△ 6	△ 6	△ 0	△ 6	△ 6	△ 0	-	-	-	△ 62	△ 66	△ 4	
財務活動による収入	84	55	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84	55	△ 29	
資金増加額(△資金減少額)	△ 1,058	424	1,483	6,415	△ 2,729	△ 9,143	17,175	△ 4,093	△ 21,269	-	9	9	22,531	△ 6,389	△ 28,920	
資金期首残高	8,868	4,363	△ 4,505	10,915	10,501	△ 414	50,787	17,975	△ 32,812	-	-	-	70,571	32,839	△ 37,731	
資金期末残高	7,810	4,787	△ 3,022	17,330	7,773	△ 9,557	67,962	13,882	△ 54,081	-	9	9	93,102	26,451	△ 66,651	

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－２	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、困難	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	＜関連した指標＞								
	債権残高	—	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円	7 億円	
	(うち一般債権)	—	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円	5 億円	
	(うち一般債権以外の債権)	—	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円	2 億円	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。 ＜関連した指標＞ 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)～iv)を実施する。 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。 ii) 返済態適 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。	＜主な定量的指標＞ 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 債権残高の推移	＜主要な業務実績＞ ① 適切な債権管理等 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。 ii) 返済態適 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。また、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者については、第三者機関（中小企業活性化協議会	＜自己評価＞ S 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取り組みにより、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える4件の債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができた。 具体的な理由としては、以下のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「S」とした。 ○ 債権残高は、第4期期首 115 億円から 108 億円圧縮し、第4期期末（令和5年度末）7億円となった。（第4期期首比▲94％） ○ 一般債権以外の債権残高については、第4期期首 36 億円から 34 億円圧縮し、第4期期末（令和5年度末）2億円となった。（第4期期首比▲94％） これは、次の取り組みにより回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。	評価 S ＜評価に至った理由＞ 債権残高は、第4期期首 115 億円から 102 億円圧縮し、令和4年度末 13 億円となった（第4期期首比▲89％）。 特に、一般債権以外の債権残高については、第4期期首 36 億円から 33 億円圧縮し、令和4年度末 3 億円となった（第4期期首比▲92％）。これは、次の取組により回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。 ① 経営破綻を起こし貸倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から粘り強い交渉を継続し、約定期限より前倒しで元金を完済させることができたこと。 ② 民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者や、事業再生計画協議中の債務者との担保不動産売却交渉において最大回収が実現できたこと。 ③ 弁済確実性が見込めない債務者との交渉過程において、債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等の把握に努めた結果、延滞することなく完済につなげることができたこと。	評価 S ＜評価に至った理由＞ 債権残高は、第4期期首 115 億円から 108 億円圧縮し、第4期期末（令和5年度末）7億円となった（第4期期首比▲94％）。 特に、一般債権以外の債権残高については、第4期期首 36 億円から 34 億円圧縮し、第4期期末（令和5年度末）2億円となった（第4期期首比▲94％）。これは、次の取組により回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。 ① 経営破綻を起こし貸倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から粘り強い交渉を継続し、約定期限より前倒しで元金を完済させることができたこと。 ② 民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者や、事業再生計画協議中の債務者との担保不動産売却交渉において最大回収が実現できたこと。 ③ 弁済確実性が見込めない債務者との交渉過程において、債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等の把握に努めた結果、延滞することなく完済につなげることができたこと。		

						＜その他事項＞ 特になし。	＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	--	------------------	------------------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VIII－4－1	内部統制の強化								
当該項目の重要度、困難度	—			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）	—	年２回	４回	２回	２回	２回	２回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(１) 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知) 等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 <関連した指標> 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知) 等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 i) 内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状	<主な定量的指標> 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知) 等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。 <その他の指標> —	<主要な業務実績> 第４期中期目標期間では、「内部統制基本方針」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、毎年度定める内部統制推進計画に基づき内部統制を推進した。令和３年度４月に、当機構のガバナンス体制を整え、その機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、下記 i) ア内部統制推進委員会及び ii) ア リスク管理委員会を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 各委員会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年度以降、Web 会議を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。主な実績は次のとおり。 i) 内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制・リスク管理委員会（旧称 内部統制推進委員会）当機構における内部統制の推進及びリスク管理を確認するため、内部統制内部統制・リスク管理委員会（旧称：内部統制推進委員会）を毎年度２回開催した。令和元年度について	<自己評価> 評定：B 第４期中期計画に基づく取り組みを着実に実施したため、自己評定を B とした。 ○内部統制・リスク管理委員会を毎年度半期毎に開催し、機構の内部統制推進状況確認のほか、内部統制方針の見直し、リスク管理及び情報の共有などの課題点や対応方法等を議論した。 ○毎年度内部統制担当理事による職員との面談を行い、現場での課題について意見交換をした。その結果を委員会にて共有し、各部にフィードバックすることで、課題に対する共通認識醸成を図った。 また、業務改善の優良事例等を表彰し取組を推奨することによって、更なる気づきの共有を図った。 ○内部統制研修では、管理職、一般職にレベル分けをしたり、実例を紹介したりと認識を深める工夫をした。	評定	B	評定	B
						<評定に至った理由> 第４期中期目標期間では、「内部統制基本方針」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、毎年度定める内部統制推進計画に基づき内部統制を推進した。令和３年度４月に、機構のガバナンス体制を整え、その機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、内部統制推進委員会及びリスク管理委員会を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 各委員会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年度以降、Web 会議を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。		<評定に至った理由> 第４期中期目標期間では、「内部統制基本方針」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、毎年度定める内部統制推進計画に基づき内部統制を推進した。令和３年度４月に、機構のガバナンス体制を整え、その機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、内部統制推進委員会及びリスク管理委員会を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 各委員会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年度以降、Web 会議を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

		況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	＜評価の視点＞ —	は、事務事故発生状況等を鑑み、臨時で委員会を2回追加開催し、内部統制の推進に努めた。 イ 内部統制担当理事による職員面談の実施 当機構における内部統制の現状と問題点・課題点を抽出するため、毎年度、内部統制担当理事と職員で面談を実施し、出された意見を取りまとめた上で委員会にて報告し、各委員（役員、部長）と共有した。 令和元年度は5～6等級の職員（43名）を対象に第4期中期目標期間に取り組むべき事項をテーマに意見交換を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、面談を令和3年度に延期した。令和3年度は令和2年度に実施予定であった3～4等級の職員（14名）を対象に、業務における課題について意見交換を実施した。令和4年度は、新たに課長級に昇進した職員（4名）及び令和3年度に面談を保留したものまたは過去に面談を行っていない3～4等級の職員（22名）を対象に業務における課題について意見交換を行った。令和5年度は、5～6等級の職員（38名）を対象に職場の風土、仕事のやりがい・エンゲージメントについて意見交換を行った。 ウ 内部統制研修の実施 内部統制の本質に対する理解の深化を図ることを目的として、全役職員を対象に研修を毎年度テーマを設けて実施した。研修後は理解度テストを実施し、結果を受講者にフィードバックして理解を深めてもらった。 （内部統制研修テーマ） <table><tr><td>令和元年度</td><td>「内部統制の重要性について」をテーマに実施（11月）</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（11～12月）</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11月）。</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>レベル分けをして、一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心に応用的なカリキュラムで実施し、役割に応じた内部統制・リスク管理の意識向上を図った。 理解度テストを実施（正答率</td></tr></table>	令和元年度	「内部統制の重要性について」をテーマに実施（11月）	令和2年度	「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（11～12月）	令和3年度	内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11月）。	令和4年度	レベル分けをして、一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心に応用的なカリキュラムで実施し、役割に応じた内部統制・リスク管理の意識向上を図った。 理解度テストを実施（正答率	○事務事故報告では、迅速な報告が行えるように主な事務事故の例を分類分けした表を作成したり、定期的に職場内にすることにより、遅滞なく対応することができた。 また、理事会、部課長会議、イントラネット等で横展開をすることにより、再発防止に努めた。 ○これらの取り組みについては毎年度、内部統制等監視委員会にて外部有識者から検証を受けているほか、監事による監査にて確認いただいている。 ＜課題と対応＞ 第5期中期計画期間においても、引き続き機構内部の課題を把握するため、内部統制面談を行い、機構内の課題を共通認識として共有することで解決を図っていく。また、事務事故の発生を抑制するための再発防止策を検討、横展開し、同様の事例が発生しないよう取組を強化する。	
令和元年度	「内部統制の重要性について」をテーマに実施（11月）													
令和2年度	「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」テーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で実施（11～12月）													
令和3年度	内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項をテーマに実施。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11月）。													
令和4年度	レベル分けをして、一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心に応用的なカリキュラムで実施し、役割に応じた内部統制・リスク管理の意識向上を図った。 理解度テストを実施（正答率													

			<table><tr><td></td><td>約85%)し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>内部統制の意味・意義、ERCAにおけるリスク管理の取組、事例研究等について解説した(1月)。理解度テストを実施(正答率約94.4%)し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。</td></tr></table>		約85%)し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。	令和5年度	内部統制の意味・意義、ERCAにおけるリスク管理の取組、事例研究等について解説した(1月)。理解度テストを実施(正答率約94.4%)し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。		
	約85%)し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。								
令和5年度	内部統制の意味・意義、ERCAにおけるリスク管理の取組、事例研究等について解説した(1月)。理解度テストを実施(正答率約94.4%)し、結果は解説付きで受講者にフィードバックを行った。								
	ii) リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。	ii) リスク管理の強化 ア リスク管理委員会による取組 令和元年度はリスク管理委員会を3回開催した。発生した事務事故等の対応について半期毎に確認するとともに、リスク管理方針を適時適切に見直すことにより、機構内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めた。令和2年度はリスク管理委員会を半期毎に開催し、事務事故や外部意見等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有するとともに、リスク管理方針の改正を行った。令和3年度4月に、当機構のガバナンス体制の機能強化を図る観点から、内部統制の推進に関する規程を見直し、本委員会と上記i)ア 内部統制推進委員会(旧称)を統合し、内部統制・リスク管理委員会に改組した。 イ 事務事故等の対応状況の確認 日常業務をモニタリングし、リスク管理を徹底する観点から、事務事故等の報告制度、外部意見登録制度、ヒヤリハット事例登録制度を実施した。 令和元年度から令和5年度末までで発生した事務事故(44件)について、速やかに役員と情報共有を行った。また、発生原因を分析し、再発防止のため、業務改善措置や再発防止策の策定を行った。再発防止の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず、原因分析を行うよう、企画課から指導を行い、分析能力の強化を図った。 職員全体の事務事故の未然防止に関する意識向上を目的に、令和2年度には、事務事故防止の取組として、グループウェアを活用した業務上のヒヤリハット事例の全役員への共有を開始した。令和3年度は、ヒヤリハット事例集を作成し、研修、理事会、部課長会議、内部イントラネットにて共有した。令和4年度は、事務事故報告書を職員が誰でも閲覧できるようイントラネットに掲載し、職場の教訓として情報共有を図った。また、事務事故及び情報セキュリティインシデント報告の重複を改							

		iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	善するため、様式を統合した。また、外部意見及びヒヤリハットの報告を促進し、改善策を意識させるため、登録フォーマットを見直し、ヒヤリハット報告が注意喚起や情報共有を行う業務改善ツールであることを周知した。令和５年度は事務事故・インシデントの分類一覧をまとめ個人による事務事故かどうかの判断としないことを定めたほか、報告を速やかに行うことを職員の責務として位置づけた。また業務改善の優良事例等表彰し取組を推奨することによって、更なる気づきの共有を図った。 ウ 危機事案発生時における広報対応等の訓練 危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、全役職員を対象に緊急時の広報対応に関する研修を実施した（令和２年２月）。 iii) 内部統制等監視委員会による検証等 ア 内部統制等監視委員会による検証 各年度に前年度の業務実績及び内部統制推進状況について、外部有識者による検証を受けた。 イ 監事による確認 第４期中期目標期間では、前年度の内部統制及びリスク管理の状況について、毎年度６月に監査を受けた。		
--	--	---	---	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VIII－4－2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	＜関連した指標＞								
	全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	年１回・100%	１回・100%	１回・100%	１回・100%	２回・100%	２回・100%	
	標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	－	年２回	２回	２回	２回	２回	２回	
	担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	－	年１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(２) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」(平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メー	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i)情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有す	＜主な定量的指標＞ 「サイバーセキュリティ基本法」(平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御	＜主要な業務実績＞ i) 情報セキュリティ対策の強化 年度毎に「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、当該計画に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 (ア) 情報セキュリティ委員会（令和 5 年 3 月より情報システム管理委員会へ名称変更）の開催 委員会では、主に以下の議題について報告、議論し、機構の情報セキュリティ対策推進並びに情報システム調達管理に努めた。	＜自己評価＞ 評価：B 以下の通り、年度計画に定めた取組を確実に実施したため、自己評価を B とした。 ○「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改正を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等の改正を行った。 ○年度毎に定めた情報セキュリティ対策推進計画に基づいた取り組みを計画とおりに実施した。	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 年度毎に「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、当該計画に基づき、全役職員を対象とした標的型攻撃等の不審メール訓練、研修、情報セキュリティ自己点検、ホームページ及びネットワークの脆弱性対策等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに務めた。その結果、令和 4 年度において、世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの 1 日あたりの件数が、令和 3 年度と比較して約 10 倍となる中でも、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかった。 また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報		＜評定に至った理由＞ 年度毎に「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、当該計画に基づき、全役職員を対象とした標的型攻撃等の不審メール訓練、研修、情報セキュリティ自己点検、ホームページ及びネットワークの脆弱性対策等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに務めた。 文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられている。また、令和 4 年度から新たな文書管理システムを導入したことで、事務の効率化及び適正化を推進している。さらに、全職員向けの E ラーニングや公文書管理研修への参加な	

	ルに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	る個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	・各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況報告 ・情報セキュリティインシデントの情報共有 ※情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓発を図った。 ・情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告 ・翌年度の情報セキュリティ対策推進計画案並びに情報セキュリティ教育実施計画案の審議 ・情報システムの調達計画の報告 なお、令和4年12月に開催した情報セキュリティ委員会では「情報システムの整備、管理」に係る議題を設定し、PMO（Portfolio Management Office）の設置等体制整備方針案を諮った。 （イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の令和元年度、3年度、5年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 ・業務実態に合わせて適宜、情報セキュリティ実施手順書の改正を行い、役職員へ改正内容を周知した。 ・情報セキュリティを確保した調達を実現するため各部門が調達時に作成する仕様書の確認を約300件／年対応した。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 機構役職員の情報セキュリティ意識向上のため、以下の教育・訓練を実施した。 ＜教育＞ ・標的型攻撃等の不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の浸透等を図るため、全役職員を対象に情報セキュリティ研修を対面およびオンラインのハイブリッド形式で令和3年度まで年1回実施した。 ・ランサムウェア被害が増加傾向にあることから令和4年度から、全役職員対象の研修を年に複数回実施することとした。 ・令和4年度から情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、管理者を対象に研修を実施し、各部情報システムの調達、整備に係る留意事項等の再徹底を図った。	○適切な文書管理及び情報公開については、法令等に基づき、文書管理、情報開示などを適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。 ○令和4年度から新たな文書管理システムを導入したことで、事務の効率化及び適正化を推進することができた。加えて、全職員向けのEラーニングや公文書管理研修への参加などを通じて、適切な文書管理に対する職員の意識向上を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 中期目標期間中に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による在宅勤務への急速な移行が進み、短期間で在宅勤務における情報システム利用環境へのセキュリティ対策を講じる必要があった。また、世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの受信数が急増する中、メールセキュリティ対策を強化する必要が生じた。これらの課題に対応するため、新たに在宅勤務における情報システム利用環境へのセキュリティ方針を策定し、役職員端末に対し追加のセキュリティ対策を講じた。また、メールセキュリティサービスを見直すと共に役職員全員を対象とする情報セキュリティ研修の複数回開催や不審メール訓練の実施により、情報セキュリティ意識の啓発を図った。これらの対策を講じたことにより、ウイルス感染等の情報セキュリティインシデントは発生しなかった。	公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。	どを通じて、適切な文書管理に対する職員の意識向上を図っている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	---	--	--	--	---	--

			・令和４年度から外部講師を招き、サイバー攻撃の脅威及びその対策について研修を実施した。 ・研修後に理解度テストを実施し、研修の効果を確認した。 ・入職１年目の役職員に対して、入職時に説明した情報セキュリティに関するリマインド研修を実施し、注意事項やルールの再徹底を図った。 <訓練> ・標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施。 ・前回の標的型攻撃等の不審メール訓練において、情報セキュリティ実施手順書に定められた行動ができなかった職員に対して個別にフォローアップ研修を行い、報告の重要性や添付ファイル等を開くことによるリスクについてフォローアップ研修を実施。 ・ランサムウェアによる攻撃が巧妙化していることから、令和５年３月より全役職員を対象に標的型攻撃等の不審メール訓練を実施へ運用変更した。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 ・情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を毎年度実施した。 ・情報セキュリティ自己点検の結果を分析し、理解度の低かったポイントを各部の情報セキュリティ責任者に連携し、各部で研修を行うことで情報セキュリティ意識の向上を図った。 （オ）情報セキュリティ監査 内部情報セキュリティ監査を毎年度実施している。また、令和４年度には、サイバーセキュリティ基本法に基づく国の監査を実施した。 <内部情報セキュリティ監査> ・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、毎年度監査室による内部情報セキュリティ監査を実施し、指摘及び推奨事項に応じた対策強化や情報セキュリティ実施手順書の改正等を行った。 <国の監査> ・令和４年度に、サイバーセキュリティ基本法第２６条第１項第２号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査につい		
--	--	--	---	--	--

			て、当機構が対象となり当該監査を実施（マネジメント監査（令和４年９月）、ペネトレーションテスト（令和４年１２月））。 ・マネジメント監査は、前回（平成２９年度）の指摘事項１４件に対して、今回は６件であった。（６件のうち、４件は令和４年度内に改善、２件は令和５年度に改善した。 ・ペネトレーションテストでは、問題点の指摘はなかった。 ・令和５年度に環境省から監査結果報告書を受領し、報告結果を踏まえて、運用手順の見直し並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 ・令和５年度に令和４年度実施した監査のフォローアップが行われ、６件の指摘事項が改善済みであることが確認された。 （カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 ・機構が外部公開するシステム及び動的ページに対する外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を毎年度実施した。 ・発見された脆弱性については、各部情報システムセキュリティ管理者経由で運用保守事業者へ連携し、対策を講じた。 （キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 以下の取組を実施することで、情報システム課員の技術的な知見を広めた。得られた知見を踏まえて、令和６年１２月稼働予定の次期基幹 LAN システムの仕様を策定した。 ・NISC 主催の講習や情報システム統一研修等各種研修への参加 ・メーカーが主催する展示会へ訪問し最新技術動向等の調査 （ク）サイバー攻撃への対応 以下の取り組みを実施し、機構並びに外部関係組織の情報セキュリティレベル向上に努めた。 ・総務部情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を実施した。 ・令和４年度から、全役職員に対し、情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓発を図った。 ・機構が導入している電子メールのなりすまし防止対策において、外部から受信したメールより設定不備が確認できた送信元組織に対して、正		
--	--	--	--	--	--

	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	ii）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	しい対策を案内し、送信元組織の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （ケ）セキュリティを維持した在宅勤務環境の整備 ・令和元年11月にインフラ基盤を更改した直後、新型コロナウイルス感染症が流行し始め、当該問題への対策として計画された本部出勤制限等に対応すべく、令和元年度中にテレワーク接続設定を端末に施し、速やかに役職員へ在宅勤務環境を提供した。その後、テレワーク接続設定に起因するサイバー攻撃等の問題は発生していない。 ii）適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）に基づき、より一層の事務の適正化及び効率化を図るため、電子決裁機能を含む文書管理システムを構築し、令和5年1月から運用を開始した。加えて、新システムの導入に合わせて、文書管理規程と国のガイドライン等との整合確認等を行い、文書管理の体系から全面的な見直しを行った。また、「行政文書の管理に関するガイドライン（令和4年2月7日内閣総理大臣決定）」等の内容を踏まえ、令和5年4月に文書の保存期間や分類等を見直し、規程類の改正を行った。適切な文書管理を推進するため、文書管理担当者を中心とした研修を毎年度実施した。 情報公開については、情報開示請求23件について、適正に情報の開示等を行った。令和元年度中の一部開示決定に対する審査請求（1件）については、情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、原処分を取り消す裁決を行うとともに、裁決の趣旨を踏まえた再処分を行った。 情報公開研修については、令和元年度及び令和2年度は、外部セミナーに実務担当者を派遣した。令和3年度から令和5年度については、令和3年度に行われた個人情報保護制度の改正を受け、令和3年度は総務省行政管理局調査法制課法制管理室から、令和4、5年度は個人情報保護委員会から講師を迎え、個人情報保護制度の見直しの留意点等について研修を実施した。		
--	---------------------------------------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	＜関連した指標＞								
	「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成25年度比で令和2年度までに10%削減 令和12年度までに40%削減（当初目標） 令和12年度までに50%削減（令和4年度修正目標）	平成25年度比で10.1%削減（平成30年度実績値）	20.5%削減（暫定値※） 22.4%削減（確定値※）	38.7%削減（暫定値） 40.1%削減（確定値）	35.0%削減（暫定値） 33.6%削減（確定値）	33.9%削減（暫定値） 33.9%削減（確定値）	32.8%削減（暫定値）	

※暫定値は前年度の係数（CO₂排出係数）を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(3) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせる等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後もの確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らの	＜主な定量的指標＞ 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせる等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後もの確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である	＜主要な業務実績＞ i) 人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 環境省との連携を強化する観点から、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と（令和4年度：9回、令和5年度：10回）の懇談を行い、環境施策における環境省の真のパートナーであることをアピールした。さらに、「2050年のERCA」を念頭に置き、理事長が全部室長に対してERCAの将来像の検討を指示し議論した。検討した将来像では、国の環境政策の目標に対してERCAが積極的な役割を果たし環境・経済・社会の複合的な課題の解決やSDGsに貢献する組織を目指すべきとの方向性をまとめ、それをもとに環境省各部署と意見交換を行った（令和4年	＜自己評価＞ 評価：A 今期は、新型コロナウイルス感染症が発生し、政府の緊急事態宣言が発動され、出勤回避など業務遂行に関し多くの制約があったが、速やかに業務継続計画（BCP）を発動し、関係規程の整備、テレワーク環境の整備、新たな働き方を提示する等の対策を行ったことで、機構全体の業務が滞ることなく実施できた。 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論するなどの取組をこの5か年で積極的に行い、新規にSIPのFS業務や熱中症対策事業を受託し、成果をあげたことでSIP研究開発推進法人に指定されると	評定	A	評定	A
						＜評定に至った理由＞ 今期は、新型コロナウイルス感染症が発生し、緊急事態宣言が発動され、出勤回避など業務遂行に関し多くの制約があったが、速やかに業務継続計画（BCP）を発動し、関係規程の整備、テレワーク環境の整備、新たな働き方を提示する等の対策を行ったことで、機構全体の業務が滞ることなく実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論するなどの取組をこの4か年で積極的に行い、新規にSIPのFS業務を実施し、成果をあげたことでSIP研究開発推進法人に指定されるとともに、熱中症対策事業が機構法に追加されるなど、組織の活性化を推進した。 以上のことから、組織の活性化や業務の実施体制の構築について、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。		＜評定に至った理由＞ 今期は、新型コロナウイルス感染症が発生し、緊急事態宣言が発動され、出勤回避など業務遂行に関し多くの制約があったが、速やかに業務継続計画（BCP）を発動し、関係規程の整備、テレワーク環境の整備、新たな働き方を提示する等の対策を行ったことで、機構全体の業務が滞ることなく実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論するなどの取組をこの5か年で積極的に行い、新規にSIPのFS業務を受託し、成果をあげたことでSIP研究開発推進法人に指定されるとともに、熱中症対策業務が機構法に追加された。また、自然共生分野の実績から地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の閣議決定（令和6年3月5日）に結びつけるなど、組織の活性化を推進した。 以上のことから、組織の活性化や業務の実施体制の構築について、中期目標における所期の目標	

	究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 ＜関連した指標＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。	キャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	度：打合せ実施回数 11 回、9 部署）（令和 5 年度：打合せ実施回数 2 回、2 部署） 環境省との意見交換を通じて、次期中期目標・計画の策定に活かすとともに、地球環境基金や環境研究総合推進費における自然共生分野の実績や成果を理解いただき、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の閣議決定（令和 6 年 3 月 5 日）に結びついた。 また、施策の連携強化のため、令和 4 年度は環境省等に 6 名、令和 5 年度は 2 名を新たに出向させるなど、組織活性化と人材育成を行った。 同じく令和 4 年度から、管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成・公表する取組や、部内異動を部長権限で行える運用を開始した。 さらに、新たな活性化策として、令和 5 年度上半期に、職員がメンターとなって役員をメンタリングする「リバース・メンタリング」を実施し、理事長及び理事それぞれに職員 2 人が付く形で実施した。 ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 前中期目標期間中の平成 28 年度に策定した人事評価制度に基づき、毎年度細かな運用見直しを行いながら、毎年度着実な運用に努めた。 令和 5 年度は、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上に資する制度となるように、評価の分布割合や評価を取りまとめるプロセスの改善、記載項目の簡素化などを行い、令和 6 年度人事評価に備えマニュアル等を整備した 人事評価制度を着実に運用し、制度を浸透させるため、令和 2 年度から、新たに着任した職員全員を対象として、着任時にその都度、人事評価制度に関する説明会を実施した。 イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 柔軟な働き方への取組としては、令和 2 年 2 月に、テレワーク制度の導入検討のため試行を開始したが、令和 2 年 4 月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止措置が発せられたことから、それ以降テレワークの積極的な活用を図った。令和 2 年 8 月には、テレワーク実施細則を制定し、月の上限回数を設けつつ、テレ	ともに、熱中症対策業務が機構法に追加され、また自然共生分野の実績から地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の閣議決定（令和 6 年 3 月 5 日）に結びつけるなど、組織活性化が実現できたことから自己評価を A とした。 ○新型コロナウイルスの影響を受ける中で、各種手続きの電子化やシステム化を推進しつつ、ワーク・ライフ・バランスの観点からもテレワークの推進を積極的に図った。 ○BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図ることができた。 ○理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の ERCA」を念頭に置き、職員が将来像を検討、それを職員間で議論することで ERCA の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考えることを本中期目標期間に行っており、組織活性化に結びついている。 ○人事評価制度や研修制度、広報などについても不断の見直しと着実な運用を行い、従前のやり方にとらわれず見直しや改善を行ってきた。 ○女性活躍の推進についても、えるぼしやくるみんの認定取得、理事長と職員の意見交換などを行い、組織として意識の醸成を積極的に図ってきた。 ○働き方改革の推進として、働き方改革検討委員会による検討を進め、各種施策案を盛り込んだ報告書を取りまとめた。その報告を受け、フレックスタイム制の導入に向けた設計を開始し、令和 6 年度中の制度開始予定へとつなげた。 ○採用活動における体制体制の強化として、令和 5 年 8 月に、総務課以外の課長や課長代理等を加えた「採用協力チーム」を立ち上げた。チームでは、新卒や中途採用において求める人物像を議論したうえで、実際に面接官となって、9 名を中途職員	＜今後の課題＞ 組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図ること。 ＜その他事項＞ 特になし。	を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図ること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	--	---	--	---	--

				ワークの活用を推進した。 令和４年度には、職員各々の状況に応じた柔軟な働き方を実現するため、勤怠管理システムの改修を行い、１日単位の勤務時間（シフト）の変更を可能とし運用を開始するとともに、テレワークの更なる推進を図るため、実施細則を改定し月の上限回数を見直して令和５年４月から適用することとした（月５→８回）。 次世代育成支援の観点では、令和元年１０月に ERCA の一般事業主行動計画（第２期）の実績から「くるみん」の認定を受け、さらに令和５年６月に一般事業主行動計画（第３期）の実績から２回目の「くるみん」の認定を受けており、着実に取組を進めた。 女性活躍推進の観点では、令和４年度には、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を主なテーマとした理事長と職員との意見交換会（８回開催、総数 29 名、各回 60 分）を開催し、意識の醸成等を図った。また、ERCA の一般事業主行動計画（第３期）の実績から「えるぼし（３段階目）」の認定を受けており、着実に取組を進めた。さらに令和５年度には、人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図ったり、他独法との性活躍推進状況に関する意見交換を行うなど更なる推進を図った。 働き方改革への取組としては、令和４年度には、職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、働く姿を整理し求められる働き方を設定し、これに基づき働く場や仕組みを構築することを目指して、令和５年１月に主に各部管理職及び有志メンバーによる働き方改革検討委員会を設置し議論を行い、同年 10 月に報告書を取りまとめた （主なテーマ） ・就業規則関係（フレックスタイム等） ・情報システム関係（紙資料の電子化等） ・業務効率化関係（会議の見直し等） ・職場環境関係（事務所空間の有効利用等） このうち、フレックスタイム制については令和５年度に制度設計を進め、令和６年度に勤怠管理システムの改修を行ったうえで、令和６年下半年に制度開始を予定している。 ウ 採用活動における体制強化 これまで新卒及び中途職員採用を	として採用した。 ○法人文書の管理については、新たな文書管理システムを導入したことで、事務の効率化及び適正化が図られた。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を毎年度着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で令和 2 年度以降は 30%以上の削減を達成することができた。 ＜課題と対応＞ ○組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図る。 ○BCP は継続的な見直しを通じて実効性を確保し続けることが肝要であることから、引き続き見直し等を継続する。 ○令和５年度から開始した採用協力チームによる採用や職員定着の検討については、継続して行うことが重要であり、引き続き実施する。 ○令和４年度に行った政府方針を踏まえた実施計画の改定に基づき、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 50%削減の目標（令和 12 年度）達成に努めるなど、環境配慮への取組を一層推進する。 ○将来に向けた事業展開や人材確保を有利に進めるためには、ERCA の業務に関する広報の充実が重要であることから、これまでの取組に加え、より一層の広報展開の工夫に取り組む。	
--	--	--	--	---	--	--

			行う場合は、総務部門にて採用を計画し面接を行ってきたところだが、より現場の人材に関する要望を反映できる仕組みづくりと職場全体で採用と育成の意識向上を目的として、令和5年8月に「採用協力チーム」を立ち上げた。 採用協力チームは総務課員4名に加え、総務課以外の課長、課長代理及び副主幹14名の計18名で構成し、実際に面接官として採用に携わるほか、採用したい人物像の検討から採用過程の議論と決定、さらには入職後の定着に向けた施策に関する意見交換などを、8月～翌3月までに計10回のミーティングにより行った。 なお、チームの関与により1月以降に入職する中途職員として9名を採用した。 エ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し 第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から5か年の研修計画を策定した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、一部の研修を中止したが、令和3年度からはオンライン開催の活用に努め、それ以降、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 上記研修計画のほか、各年度で次の取組を行った。 <table><tr><td>令和3年度</td><td> ・職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った </td></tr><tr><td>令和4年度</td><td> ・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ3名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（3回）と報告会を実施し、若手職員を中心に20名が参加した。 ・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するな </td></tr></table>	令和3年度	・職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った	令和4年度	・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ3名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（3回）と報告会を実施し、若手職員を中心に20名が参加した。 ・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するな		
令和3年度	・職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。 ・環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った								
令和4年度	・環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ3名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた ・公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（3回）と報告会を実施し、若手職員を中心に20名が参加した。 ・財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するな								

			<table><tr><td></td><td>ど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>・建設会社がもつ先端環境技術の視察として ZEB 等研究・開発施設の視察を行った。 ・川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的な SDGs 取組に関する研修を開催（11 月）するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 ・人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った</td></tr></table>		ど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。	令和5年度	・建設会社がもつ先端環境技術の視察として ZEB 等研究・開発施設の視察を行った。 ・川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的な SDGs 取組に関する研修を開催（11 月）するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 ・人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った		
	ど、新たな取組を行った。 ・管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した。								
令和5年度	・建設会社がもつ先端環境技術の視察として ZEB 等研究・開発施設の視察を行った。 ・川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的な SDGs 取組に関する研修を開催（11 月）するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 ・人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った								
オ SNS 等を活用した組織的な広報の推進 令和元年度に機構 Facebook 公式アカウント、令和 2 年度に YouTube 公式チャンネルを開設し、機構のイベント、事業等についての情報発信を積極的に行った。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年出展しているイベントがオンライン形式での開催に変更されたことを踏まえ、令和 2 年度より YouTube チャンネルで業務紹介動画等を公開した。 Facebook 公式アカウントでは当機構の事業や参加イベント等の紹介を行うだけではなく、各部事業部門の SNS の記事内容を相互にシェア、リツイートする等、統一的広報を意識した投稿をした。 令和 5 年度末時点で YouTube 公式チャンネルでは 423 点の動画を公開し、9,208 名のチャンネル登録者を獲得している。また、Facebook 公式アカウントでは 578 名のフォロワーを得た。 令和元年度からの主な出展イベントは下記表の通りであり、機構の広報及び本部のある川崎市との連携を強めるため、CSR 活動の一環として川崎市主催のイベントに積極的に参加した。令和 4 年度は「プラスチック」を統一テーマとして各種イベントに出展し、プラスチックに関連した環境研究総合推進費の研究成果や地球環境基金事業の活動紹介を行い、組織の一体感を演出した。令和 5 年度は「生物多様性」をテーマとして地球環境基金部とも連携しながら各種イベントに出展した。 また、機構ウェブサイトや各事業									

			SNS の傾向分析等に取り組んだ。										
	ii) 業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。		(主な出展イベント) <table><tr><td>令和元年度</td><td>・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年 6 月 1 日～2 日) ・第 12 回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年 2 月 7 日～8 日) ・エコプロ 2019 (1,134 名) (令和元年 12 月 5 日～7 日) ・第 7 回かわさき環境フォーラム (20 組：45 名) (令和元年 12 月 14 日)</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>・エコプロ Online2020 (830 名) (令和 2 年 11 月 26 日～28 日) ・かわさき環境フォーラム (12 組：23 名) (令和 2 年 12 月 13 日) ・エコライフ・フェア 2020 Online (239 名) (令和 2 年 12 月 19 日～令和 3 年 1 月 17 日) ・第 13 回川崎国際環境技術展 (オンライン：81 名) (令和 3 年 1 月 21 日～2 月 5 日)</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】(19 名) (令和 3 年 8 月 5 日) ・令和 3 年度こども見学デー【オンライン】(30 名) (令和 3 年 8 月 18 日) ・第 14 回川崎国際環境技術展【オンライン】(延べ 497 人) (令和 3 年 11 月 16 日～26 日) 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育 CSR における新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」を実施した。(令和 3 年 10 月 6 日 南菅小：参加児童 45 名、同月 12 日 平間小：参加児童 87 名) ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】(会場：約 1,700 名、オンライン：1,589 名) (オンライン：令和 3 年 11 月 25 日～12 月 17 日、会場：令和 3 年 12 月 8 日～12 月 10 日)</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>・夏休み自由研究週間～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学 4 年生以上とその保護者等計 13 組 25 名参加) (令和 4 年 7 月 30 日) ・令和 4 年度「こども霞ヶ関見学デー」【オンライン (動画配信)】(視聴回数 46 回) (令和 4 年 8 月 3 日～31 日) ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリッド開催】((会場参加：5 組 10 名、オンライン参加：19 組 38 名)) (令和 4 年 8 月 18 日) ・あらたな一歩@サステナブルひろば in ラゾーナ川崎プラザ【実地開催】(78 名参</td></tr></table>	令和元年度	・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年 6 月 1 日～2 日) ・第 12 回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年 2 月 7 日～8 日) ・エコプロ 2019 (1,134 名) (令和元年 12 月 5 日～7 日) ・第 7 回かわさき環境フォーラム (20 組：45 名) (令和元年 12 月 14 日)	令和2年度	・エコプロ Online2020 (830 名) (令和 2 年 11 月 26 日～28 日) ・かわさき環境フォーラム (12 組：23 名) (令和 2 年 12 月 13 日) ・エコライフ・フェア 2020 Online (239 名) (令和 2 年 12 月 19 日～令和 3 年 1 月 17 日) ・第 13 回川崎国際環境技術展 (オンライン：81 名) (令和 3 年 1 月 21 日～2 月 5 日)	令和3年度	・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】(19 名) (令和 3 年 8 月 5 日) ・令和 3 年度こども見学デー【オンライン】(30 名) (令和 3 年 8 月 18 日) ・第 14 回川崎国際環境技術展【オンライン】(延べ 497 人) (令和 3 年 11 月 16 日～26 日) 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育 CSR における新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」を実施した。(令和 3 年 10 月 6 日 南菅小：参加児童 45 名、同月 12 日 平間小：参加児童 87 名) ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】(会場：約 1,700 名、オンライン：1,589 名) (オンライン：令和 3 年 11 月 25 日～12 月 17 日、会場：令和 3 年 12 月 8 日～12 月 10 日)	令和4年度	・夏休み自由研究週間～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学 4 年生以上とその保護者等計 13 組 25 名参加) (令和 4 年 7 月 30 日) ・令和 4 年度「こども霞ヶ関見学デー」【オンライン (動画配信)】(視聴回数 46 回) (令和 4 年 8 月 3 日～31 日) ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリッド開催】((会場参加：5 組 10 名、オンライン参加：19 組 38 名)) (令和 4 年 8 月 18 日) ・あらたな一歩@サステナブルひろば in ラゾーナ川崎プラザ【実地開催】(78 名参		
令和元年度	・エコライフ・フェア 2019 (800名) (令和元年 6 月 1 日～2 日) ・第 12 回川崎国際環境技術展 (450名) (令和元年 2 月 7 日～8 日) ・エコプロ 2019 (1,134 名) (令和元年 12 月 5 日～7 日) ・第 7 回かわさき環境フォーラム (20 組：45 名) (令和元年 12 月 14 日)												
令和2年度	・エコプロ Online2020 (830 名) (令和 2 年 11 月 26 日～28 日) ・かわさき環境フォーラム (12 組：23 名) (令和 2 年 12 月 13 日) ・エコライフ・フェア 2020 Online (239 名) (令和 2 年 12 月 19 日～令和 3 年 1 月 17 日) ・第 13 回川崎国際環境技術展 (オンライン：81 名) (令和 3 年 1 月 21 日～2 月 5 日)												
令和3年度	・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】(19 名) (令和 3 年 8 月 5 日) ・令和 3 年度こども見学デー【オンライン】(30 名) (令和 3 年 8 月 18 日) ・第 14 回川崎国際環境技術展【オンライン】(延べ 497 人) (令和 3 年 11 月 16 日～26 日) 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育 CSR における新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」を実施した。(令和 3 年 10 月 6 日 南菅小：参加児童 45 名、同月 12 日 平間小：参加児童 87 名) ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】(会場：約 1,700 名、オンライン：1,589 名) (オンライン：令和 3 年 11 月 25 日～12 月 17 日、会場：令和 3 年 12 月 8 日～12 月 10 日)												
令和4年度	・夏休み自由研究週間～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学 4 年生以上とその保護者等計 13 組 25 名参加) (令和 4 年 7 月 30 日) ・令和 4 年度「こども霞ヶ関見学デー」【オンライン (動画配信)】(視聴回数 46 回) (令和 4 年 8 月 3 日～31 日) ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリッド開催】((会場参加：5 組 10 名、オンライン参加：19 組 38 名)) (令和 4 年 8 月 18 日) ・あらたな一歩@サステナブルひろば in ラゾーナ川崎プラザ【実地開催】(78 名参												

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。		できるように処理マニュアルを整備した。 イ 外部倉庫の管理環境の改善 令和元年度から、各部で所管する外部倉庫の棚卸を実施し管理状況を把握するとともに、外部倉庫の利用ルールの見直しに向けた検討を開始し、令和２年度及び３年度には、棚卸の結果を取りまとめ、外部倉庫に保管している不要文書の廃棄を行ったのちに、令和４年度に複数の外部倉庫の一元化を実施するなど、管理環境の改善を図ってきた。 ウ 文書管理・電子決裁システムの導入 令和２年度には、「規制改革実施計画」（令和２年７月１７日閣議決定）等を踏まえ、文書管理規程等の内部規程を改正するなど、諸手続における押印や書面の廃止等の見直しを行った。 令和４年度に、一元的、効率的な管理の実施、紙の使用削減に伴う環境負荷の低減、書類保管スペースの縮減、さらにはテレワークの推進を目的として、電子決裁・文書管理システムを構築し、運用を開始した。新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った。 エ 新規勤怠管理システムの導入 各種就業に関する届出を完全システム化することにより、テレワークや緊急事態宣言等の非常時にも安定的な勤怠管理を可能とするなど、柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和４年度に新規勤怠管理システムの調達を行い、構築を完了した。現行システムの蓄積したデータを新システムへ移行し、職員への周知、研修を踏まえ令和５年７月より本格稼働した。 iii) 業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づいた取組を毎年度着実に行うことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で令和元年度には 22.4%、令和２年度には 40.1%、令和３年度には 33.6%、令和４年度には 33.9%、令和５年度には 32.8%削減できており、令和２年		
--	--	-------------------------	--	---	--	--

			度までに 10%削減という目標は達成できている。また、令和 4 年度には政府方針を踏まえ実施計画の改定を行い、令和 12 年度までに 40%削減という目標をさらに上積みして 50%削減に変更した。 業務における環境配慮等の状況については毎年度取りまとめ、環境報告書として公表した。 iv) 災害への対応等 ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣 機構内に災害廃棄物対策協力隊（旧称 災害対応プロジェクトチーム）を結成し、環境省災害廃棄物対策室より応援要請を受けた案件について、応援要員を派遣し、情報収集等の支援、災害査定の補助等を実施した。 令和 3 年度には、今後の災害の発生に備えた事前準備・関係強化を目的に、同室に職員 1 名を出向させた。 <table><tr><td>令和元年度</td><td>「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>「令和 2 年 7 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和 2 年 7 月 8 日～31 日）。</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>「令和 3 年 8 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和 3 年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>令和 4 年 9 月の「令和 4 年度台風第 14 号」及び「令和 4 年度台風第 15 号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 24 人日）（令和 4 年 9 月 27 日～10 月 14 日）。</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年 1 月の「能登半島地震」への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 134 人日）（令和 6 年 1 月 5 日～3 月 29 日）。現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。</td></tr></table> イ 災害廃棄物対策に関する内部研修の実施 災害廃棄物対策に係る知見の向上を目的とした研修会を実施した（令和 2 年度 6 回、令和 3 年度 4 回、令和 4 年度 3 回、令和 5 年度 12 回）。また、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度に実施した研修の内 1 回は	令和元年度	「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。	令和 2 年度	「令和 2 年 7 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和 2 年 7 月 8 日～31 日）。	令和 3 年度	「令和 3 年 8 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和 3 年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。	令和 4 年度	令和 4 年 9 月の「令和 4 年度台風第 14 号」及び「令和 4 年度台風第 15 号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 24 人日）（令和 4 年 9 月 27 日～10 月 14 日）。	令和 5 年度	令和 6 年 1 月の「能登半島地震」への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 134 人日）（令和 6 年 1 月 5 日～3 月 29 日）。現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。		
令和元年度	「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 33 人）（令和元年 10 月 18 日～11 月 19 日）。														
令和 2 年度	「令和 2 年 7 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 32 人日）（令和 2 年 7 月 8 日～31 日）。														
令和 3 年度	「令和 3 年 8 月豪雨」に係る被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 8 人日）（令和 3 年 8 月 18 日～27 日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web 会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。														
令和 4 年度	令和 4 年 9 月の「令和 4 年度台風第 14 号」及び「令和 4 年度台風第 15 号」による被害への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 24 人日）（令和 4 年 9 月 27 日～10 月 14 日）。														
令和 5 年度	令和 6 年 1 月の「能登半島地震」への対応に関し、応援要員を派遣（延べ 134 人日）（令和 6 年 1 月 5 日～3 月 29 日）。現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。														

				中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と合同で開催し、専門家や被災自治体担当者を講師として組織全体の知見の向上を図った。 ウ その他事項 i) 環境省の検討会等の参加・傍聴 令和元年度に、環境省の災害廃棄物対策推進検討会等の検討会・ワーキンググループ等に参加・傍聴（計24回、延べ37人）し、災害対応プロジェクトチーム及び組織全体に共有するための勉強会・報告会を実施（計4回、延べ91人参加）するなどして、職員の災害廃棄物対策に係る知見向上を図った。 ii) 環境省のモデル事業への参加 環境省関東地方環境事務所の災害廃棄物対策処理計画モデル事業（新潟・群馬・千葉）や災害廃棄物対策啓発交流会（千葉・栃木・新潟・群馬・茨城）にオブザーバー参加（計18回、延べ33人）し、災害廃棄物処理計画の策定方法を学ぶとともに、役職員と情報共有するための報告会を実施（3回：令和2年10月15日、令和3年2月3日、3月11日開催）した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報